

神労発基 0903 第1号  
令和6年9月3日

一般社団法人神奈川県経営者協会

会長 野並 直文 殿

神奈川労働局長



神奈川県最低賃金の改正に関する周知及び  
賃金引上げ支援策の利用促進について(協力依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和6年10月1日から「時間額1,162円」に引き上げることといたしました（改正前1,112円、50円引き上げ）。

改正された最低賃金額を広く県民の皆様に知っていただくとともに、最低賃金の引き上げの環境整備のためには、生産性向上や適正な価格転嫁が実施されるよう中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援が必要であると考えております。

貴団体におかれましては、これまでも、最低賃金や業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の周知に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて今般の最低賃金改定の趣旨を御理解いただき、改定最低賃金額の周知や各種支援策の利用促進への取組が着実に実施されるよう、傘下会員企業に対する周知啓発について御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。